

令和 8 年度
堺市ガバメントクラウドファンディング
活用支援事業
支援対象事業者募集要領

■受付及びお問合せ先■

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課

TEL：072-228-7455

FAX：072-228-8816

E-mail：chisan@city.sakai.lg.jp

第1章 募集について

I 事業概要

本制度は、堺市に対するふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（ガバメントクラウドファンディング）の仕組みを利用して、社会課題解決に取り組むスタートアップ・ベンチャー等の創業間もない時期やさらなる販路拡大を図るタイミングにおける総合的な支援を実施することで持続的な成長につなげ、地域経済の活性化と新たな価値創出を図る制度です。

II 募集内容

（1）対象となる事業

下記①～③の要件をすべて満たす事業

- ① 申請者が市内等で実施する事業であること
- ② 本市の地域課題・社会課題の解決、又はイノベーション創出に資する内容であること
- ③ 目標金額に満たない場合でも、提案内容を実施できること

（2）応募資格

下記①～⑧の要件をすべて満たす者

- ① 寄附金の募集を開始する時点において、市内に本店を置く法人又は団体、若しくは市内に住所を有する個人であること。
- ② 中小企業基本法における中小企業者の定義「資本金の額または出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」のいずれも超えていない企業、スタートアップやベンチャーとして起業をめざす個人（学生を含む）、若しくは、第二創業の事業であること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）に該当しないこと。法人の場合にあっては、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑤ 宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑥ 政治団体でないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第4項から第13項までに掲げる営業を行うものでないこと。
- ⑧ その他市長がふさわしくないと認めるものでないこと。

Ⅲ 支援内容

(1) 支援対象者

支援対象者数 2 者

(2) 支援内容

認定した事業（事業者）に対して下記の支援を実施します。

① 支援プロジェクトへの事業内容掲載

堺市が契約するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に創設する「社会課題解決型事業者支援プロジェクト」内に、事業内容等を記載します。

※プロジェクトの寄附目標額は 2,000,000 円 です。

※寄附の募集期間は、90 日です。

② PR 等に関する支援

寄附金の募集に合わせて、事業内容の発信や PR 等を支援します。

多くの方に共感していただき、サポーターやファンを獲得できるよう、事業内容や事業に対する想いなどのヒアリング行い、サイト掲載文の構成や効果的な周知・PR 等に関するアドバイスを実施します。

③ 寄附金による事業補助

集まった寄附金を原資として事業実施のための補助金を支出します。

※補助金申請に関する手続き等は本要領第 2 章をご確認ください。

Ⅳ 申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を提出してください。

申請に必要な書類
① 堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定申請書（様式第 1 号）
② 事業計画書（様式第 2 号）
③ 暴力団員等に該当しないことの誓約書（様式第 3 号）
④ 役員情報届出書（様式第 3 号の 2。法人の場合に限る。）
⑤ 発行後 3 か月以内の履歴事項全部証明書 ※個人事業者の場合は、（i）発行後 3 か月以内の住民票、（ii）個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付が確認できる直近の所得税の確定申告書 B 第一表の控え、の両方。（開業前の場合は、（i）のみ）
⑥ 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書 ※原則として発行後 3 か月以内のもの。非課税の場合は非課税証明書。

※第1期決算未達の場合は申立書。 ※個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税。
⑦ 会社案内又はそれに類するもの

※必要に応じて、追加の書類や商品を提出していただく場合があります。

(参考) 履歴事項全部証明書はオンライン、納税証明書は郵送での取得が可能です。

◎履歴事項全部証明書 ～オンライン申請のご案内(法務局)～

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

◎納税証明書 ～市税の証明をとるには(堺市)～

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html>

(2) 申請書類の入手方法

申請書類の様式類は、下記の堺市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/sogyo/gcf.html>

(3) 申請に関する注意事項

- ①提出された書類は返却しません。
- ②申請にあたっては、本募集要領のほか、堺市ホームページに掲載している「堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定要綱」をよくご確認のうえで申請してください。

(4) 申請手続き

必要書類をメールにて下記宛先に送付してください。

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課

堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業担当宛

E-MAIL : chisan@city.sakai.lg.jp

(5) 受付期間

令和8年7月14日(火)～8月14日(金)

V 認定の流れ

(1) 審査

提出書類に基づき審査するとともに、外部有識者等から意見を聴取し認定を行います。

※必要に応じて、申請者へヒアリング等を実施する場合があります。

※審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。

(2) 認定

審査結果については、書面により通知し、市のホームページにおいて認定事業の内容等について公表します。

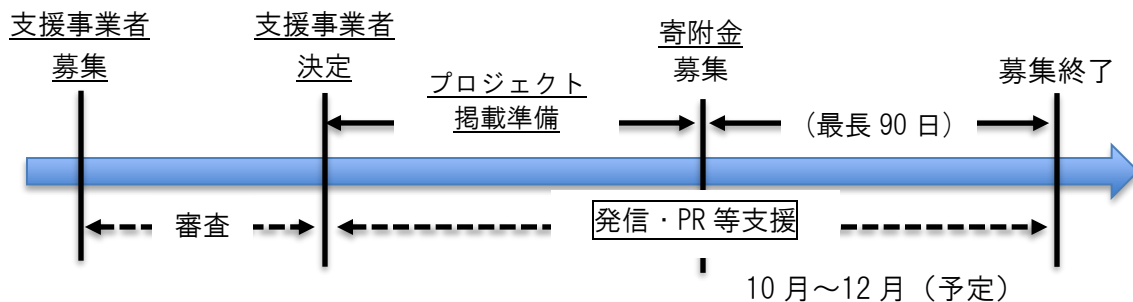
(3) 認定期間

認定を通知した日から当該通知日の属する年度の年度末まで

(4) 認定後

- ① 堺市が実施するクラウドファンディング「社会課題解決型事業者支援プロジェクト」内に事業内容等を記載します。
- ② 「堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定要綱」に基づき、補助金の申請を行っていただきます。
- ③ 認定後に認定基準に該当していないことが判明した場合や認定基準を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。
- ④ 本事業による認定後の効果や実績等を必要に応じて報告いただくことがあります。

(参考) クラウドファンディングの流れ



第2章 補助金について

I 概要

堺市が実施したクラウドファンディングで集まった寄附金を原資として、認定を受けた事業を実施するために必要な経費の一部を補助します。

(1) 補助上限等

上 限：1,000,000 円

補助率：100%

※ただし、寄附金合計額からクラウドファンディングサイト運営事業者に支払う手数料に相当する額を減じて得た額を、支援対象事業者2者で按分した額となります。

例) 寄附目標額 2,000,000 に対して、2,000,000 円の寄付金が集まった場合
 $2,000,000 \text{ 円} - (2,000,000 \times 0.1) = 1,800,000 \text{ 円}$
 A 者：900,000 円
 B 者：900,000 円

(2) 補助対象期間

補助対象期間
当該年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日

(3) 補助対象経費

以下の表に掲げる経費のうち認定事業の実施に必要な経費（実費相当分）を補助対象経費とします。

補助対象経費	内 容
物品等取得費	原材料費、物品等購入費、機械装置・工具器具・ソフトウェア等の購入経費（製造、改良、据付、借用に要する経費を含む）、レンタル費及びリース費
施設等利用費	施設・土地等の賃料及び利用費
委託外注費	委託外注に要する経費
広告宣伝費	印刷製本費を含む周知などに活用する経費
謝金	認定事業の実施に必要な活動の協力者等に対する謝金
その他、認定事業の実施に必要な経費	その他、認定事業の実施において市長が必要と認める経費

※補助対象期間に発注または購入し、支払いの完了が認められる経費のみが対象となります。

※上表に含まれる経費項目であっても、汎用性が高く使用目的が補助事業に特定できないものや、不明瞭な単価設定がなされている場合等においては、見積もり合わせを依頼することや、補助対象経費として認めない場合があります。

<補助対象とならない経費> （一例であり、ほかにも対象外となる場合があります）

- ① 認定事業の実施に直接関わらない経常的な運営費
- ② 人件費
- ③ 飲食費
- ④ 交際接待費
- ⑤ 通信費

- ⑥ 水道光熱費
- ⑦ 旅費交通費
- ⑧ 手数料
- ⑨ 領収書がない場合その他支出した事実が確認できない経費
- ⑩ 消費税、印紙税、源泉所得税及び復興特別所得税その他の租税公課に係る経費
- ⑪ その他、社会通念上適当でないと市長が認める経費

<経費の支払方法について>

原則として、口座振込による支払いのみ認めます。

○申請者以外の者による支払いは、認められません。法人の場合、当該法人名での支払いのみが認められます（代表者個人名による支払いは原則認めません）。

○他の取引と相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による支払いは、認められません。

○小切手による支払いは、領収証がある場合のみ認めます。

○即時決済性のある現金、デビットカード、電子マネー等による支払いについては、事情に応じて認める場合がありますが、証拠資料等によって補助事業者が支払いを実施したことが確認できる必要があります。また、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、見積書、発注日を確認できる資料、納品を確認できる資料、請求書以外にも取引情報に関する資料の提示を求めることがあります。

○クレジットカードによる支払いについても認めていますが、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、上記と同様の証拠資料等を求めます。また、クレジットカードによる支払いは補助対象期間中に引き落としが確認できる必要があります（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払いを完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品等購入も対象外です。リボルビング払いの物品等購入も、補助事業期間中に当該物品等購入代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。）また、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払いのルール（補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要）、及び、②補助事業者と立替払い者の間の清算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

（４）申請手続き

寄附金募集終了の日から起算して 30 日以内に、次の書類を下記宛先にメールで提出してください。

申請に必要な書類
① 堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金申請書（様式第 9 号）
② 収支予算書（様式第 10 号）
③ 補助対象経費の内訳書（様式第 11 号）

④ 補助対象経費の見積書（またはこれに相当する書類）の写し

※補助金申請にあたっては、本募集要領のほか、堺市ホームページに掲載している「堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定要綱」をよくご確認の上で申請してください。

【提出先】

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課

堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業担当宛

E-MAIL：chisan@city.sakai.lg.jp

Ⅱ 申請および申請後の流れ

（１）審査

- ・ 補助金要綱、募集要領に基づき、書類の有無、申請内容を確認します。
※必要に応じて、申請者へヒアリング等を実施する場合があります。
- ・ 申請書書類に不備がなく、かつ申請内容が適当であると認められた場合、採択を決定（交付決定）し、申請者に対して補助金交付決定通知書を郵送にて通知します。

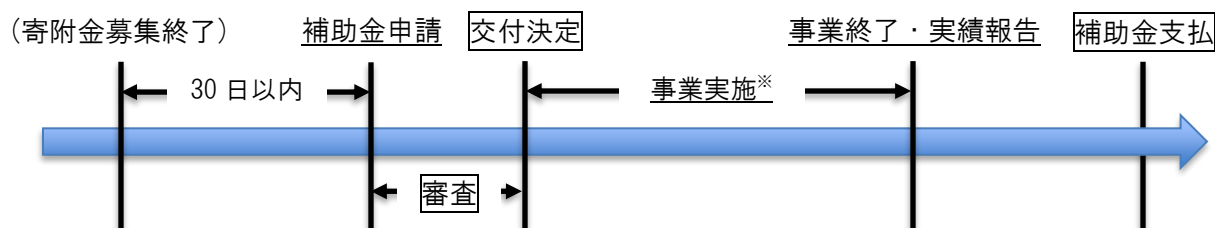
（２）交付決定後の流れ

補助金の交付決定後は、事業計画書及び補助金申請書に基づき認定事業を実施してください。

補助事業の完了後は、認定事業の完了した日、又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日から起算して３０日以内に下記書類を提出してください。

補助事業完了後に提出が必要な書類
① 実績報告書(様式第 16 号)
② 事業実施報告書(様式第 17 号)
③ 収支決算書(様式第 18 号)
④ 補助対象経費の内訳書(様式第 10 号)
⑤ 補助対象経費に係る支出の証明書類の写し

○補助金手続きの流れ



※補助金の対象となる期間は、当該年の4月1日から翌年の3月31日です。

Ⅲ 補助金執行にかかる注意事項

(1) 支払の確認

実績報告において、契約書、発注書、納品書、請求書、領収証等の支払いが確認できる書類や補助事業を実施したことが確認できる書類、写真等を提出していただきますので、書類整備・保管が必要となります。

(2) 補助金額の確定

補助事業が完了し、実績報告として提出された書類を審査のうえ、補助金交付額が確定します。補助金確定額は、交付決定を行った補助対象経費のうち実際に支払われた金額をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。実際にお支払いする金額は、補助金確定額となります。

(3) 事業実施経過の報告

補助事業の実施状況確認のため、補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は調査及び聞き取りに対し必ず協力していただきます。また、補助事業者は、事業の成果について、堺市が報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合は、必ず協力していただくものとします。

(4) 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、堺市補助金交付規則第18条に従い、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ① 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- ③ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(5) 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産を本市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。

ん（堺市補助金交付規則第 22 条）。ただし、当該財産の耐用年数として定めた期間を経過した場合はこの限りではありません。各取得財産の耐用年数は下記からご確認ください。

（参考）国税庁 耐用年数表

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

第 3 章 問合わせ・相談について

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 イノベーション創出推進係

TEL：072-228-7455（直通） FAX：072-228-8816

E-mail：chisan@city.sakai.lg.jp